

いう。)前日の日であるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該介護休業開始予定期とされた日から当該二週間経過日までの間のいずれかの日を当該介護休業開始予定期として指定

事情が生じた場合にあっては、その前日)に終了する。
一 介護休業終了予定日とされた日の前日まで
に、対象家族の死亡その他の労働者が介護休業
申請に係る対象家族を介護しないこととな
った事由として厚生労働省令で定める事由
が生じたこと。

本条・追加(平成七八法律(四〇号))、三項一部改正(平成一・二法律(四〇号)、一項一部改正、四項一部追加(平成一・二法律(四〇号)))

正 木条(追加)平成三二法第二号
圈 (介護休業申出の撤回一則二)、(厚生労働省令
で定める事由一則五)

〔介護休業終了予定日の変更の申出〕

第十五条 介護休業申出をした労働者がその期間中は介護休業をすることができる期間(以下「介護休業期間」という。)は、当該介護休業申出に係る介護休業開始予定日とされた日から介護休業終了予定日とされた日(その日が当該介護休

〔原生勞働者にて定める日一則三〕
終了予定日の撤回等

業開始予定日とされた日から起算して九十三日から当該労働者の当該介護休業申出に係る対象家族についての介護休業等日数を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日。第三項において同じ。)までの間とする。

があつた場合にあつては、当該事業主の指定した日。第三項において準用する第八条第三項、次条第一項及び第一二三条第一項において同

この条において、介護休業終了予定日とされた日とは、第十三条において準用する第七条第三項の規定により当該介護休業終了予定日が変更された場合にあっては、その変更後の介護休業終了予定日とされた日をいう。

れた場合において、当該撤回に係る対象家族についての介護休業申出については、当該撤回後

さうの名義に掲げるいすれかの事情が生じた場合は、介護休業期間は、第一項の規定にかかるわらず、当該事情が生じた日（第一号に掲げる

卷之三

子を養育する労働者は、その事業主に申し出ることにより、一の年において五労働日を限度として、負傷、又は失労によって二つ以上の

○ 本条・追加 平成六・三法律(四号)
第四章 時間外労働の制限

2 前項の規定による申出は、厚生労働省令で定めるところにより、子の看護休暇を取得する日を明らかにして、しなければならない。

第十七条 事業主は、労働基準法第三十六条第一項本文の規定により同項に規定する労働時間額（以下この条において単に「労働時間」という。）を延長することができる場合において、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者であつて次の各号のいずれにも該当しないもの

○ 本条へ追加 (平成六・三法律) (子の看護休暇の申出があつた場合における事業主の義務等)

が当該子を養育するために請求したときは、制限時間（一月について二十四時間、一年について百五十時間をいう。次項において同じ。）を超えて労働時間を延長してはならない。ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。

2 第六条第一項ただし書(第二号を除く。)及び
第二項の規定は、労働者からの前条第一項の規

一 当該事業主に引き続き雇用された期間が一年に満たない労働者
二 労働者の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして厚生労働省令で定める

項ただし書」とあるのは「第十六条の三第一項において準用する第六条第一項ただし書」と、「前条第一項及び第三項」とあるのは「第十六

三 者に該当する場合における当該労働者
　前二号に掲げるもののほか、当該請求をで
きないこととすることについて合理的な理由
があると認められる労働者として厚生労働省
令で定めるもの

第十六条の四 第十条の規定は、第十六条の二第一項の規定による申出及び子の看護休暇について

での子を養育する労働者に関して、育児休業の制度又は勤務時間の短縮等の措置に準じて、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

事業主は、その雇用する労働者のうち、その家族を介護する労働者に関して、介護休業の制度又は前条第二項に定める措置に準じて、その介護を必要とする期間、回数等に配慮した必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

○ 本条…旧一三条から継下(平成二・二法律二号)見出し…一部改正
本条…一部改正、二項…追加、本条…旧一四条から継下(平成二・二法律二号)見出し…一部改正

一項…一部改正、本条…旧一〇条から継下(平成二・二法律二号)見出し…一部改正

二項…追加、一部改正のうえ旧一五条から継下(平成二・二法律二号)見出し…全部改正

○ 本条…旧一三条から継下(平成二・二法律二号)見出し…一部改正のうえ旧一四条から継下(平成二・二法律二号)見出し…一部改正

二項…追加、一部改正のうえ旧一五条から継下(平成二・二法律二号)見出し…全部改正

(労働者の配置に関する配慮)

第二十六条 事業主は、その雇用する労働者の配置の変更で就業の場所の変更を伴うものをしようとする場合において、その就業の場所の変更により就業しつつその子の養育又は家族の介護を行うことが困難となることとなる労働者がいるときは、当該労働者の子の養育又は家族の介護の状況に配慮しなければならない。

○ 本条…追加(平成二・二法律二号)

(再雇用特別措置等)

第二十七条 事業主は、妊娠、出産若しくは育児又は介護を理由として退職した者(以下「育児等退職者」という。)について、必要に応じ、再雇用特別措置(育児等退職者であつて、その退職の際に、その就業が可能となつたときに当該

退職に係る事業の事業主に再び雇用されることの希望を有する旨の申出をしていたものについて、当該事業主が、労働者の募集又は採用に当たつて特別の配慮をする措置をいう。第三十条その他これに準ずる措置を実施するよう努めなければならない。

○ 本条…追加、一部改正のうえ旧一五条から継下(平成二・二法律二号)見出し…全部改正のうえ旧二二条から継下(平成二・二法律二号)

○ 本条…追加(平成二・二法律二号)

二項…追加、一部改正のうえ旧一六条から継下(平成二・二法律二号)本条…一部改正のうえ旧二二条から継下(平成二・二法律二号)見出し…一部改正のうえ旧二二条から継下(平成二・二法律二号)

二項…追加、一部改正のうえ旧一六条から継下(平成二・二法律二号)見出し…全部改正

(指針)

二項…追加、一部改正のうえ旧一五条から継下(平成二・二法律二号)見出し…全部改正

二項…追加、一部改正のうえ旧一六条から継下(平成二・二法律二号)見出し…全部改正

るための業務を担当する者(第三十九条第一項第五号において「職業家庭両立推進者」という。)を選任するよう努めなければならない。

○ 本章…追加、旧四章から継下(平成七法律二号)見出し…一部改正のうえ旧二二条から継下(平成三・二法律二号)

○ 本章…旧五章から継下(平成三・二法律二号)見出し…一部改正のうえ旧二二条から継下(平成三・二法律二号)

二項…追加、一部改正のうえ旧一六条から継下(平成三・二法律二号)見出し…全部改正

